



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
6 月 24 日 (火)
第 615 号

目 次

規 則

○新潟県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 529

告 示

○令和 7 年度自衛官及び自衛官候補生の募集期間等…………… 530

○新潟県一般会計補正予算…………… 531

○同…………… 533

○公印の廃止…………… 535

○生活保護法による指定医療機関の指定…………… 536

○生活保護法による指定施術機関の指定…………… 537

○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更…………… 537

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止…………… 537

○生活保護法による指定施術機関の事業の廃止…………… 538

○生活保護法による指定医療機関の指定辞退…………… 538

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… 538

○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 538

○同…………… 539

○同…………… 539

○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 540

○同…………… 541

○同…………… 541

○土砂災害警戒区域の指定…………… 542

○同…………… 542

○同…………… 542

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… 542

○同…………… 543

○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… 543

公 告

○新潟県子ども総合科学館の利用料金の承認…………… 543

○患畜の届出…………… 544

○土地改良区連合役員の退就任…………… 544

監 査 委 員

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者として告示した事項の変更…………… 545

正 誤

○令和 7 (2025) 年第 610 号中…………… 545

規 則

新潟県規則第 44 号

新潟県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 24 日

廃止年月日	名称	所在地
令和 7 (2025) 年 5 月 31 日	共創未来 みやまえ薬局	足利市島田町822-7

栃木県告示第310号

次の指定施術機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 2 項において準用する生活保護法第50条の 2 の規定により指定施術機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

廃止年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 4 月 28 日	上野 嘉昭	下都賀郡壬生町大字 安塚937番地17	鍼灸院まほろば	下野市石橋469番地 11

栃木県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 5 月 31 日	鈴木歯科医院	芳賀郡茂木町茂木1794- 1

(保健福祉課)

栃木県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
塩谷町大宮土地改良区	塩谷町大宮地区土地改良（維持管理）事業	令和 7 (2025) 年 6 月 10 日

(農地整備課)

栃木県告示第313号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第113号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
矢板市平野 211-I-003	略	略	矢板市平野 211-I-003	略	略
			矢板市倉掛 211-I-004	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		
矢板市片保 211-II-017	略	略	矢板市片保 211-II-017	略	略
			矢板市倉掛 211-II-018	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第314号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第216号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
塩谷町大字上 沢384-I-008	略	略	塩谷町大字上 沢384-I-008	略	略
			塩谷町大字玉 生384-I-011	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第315号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第434号）により指定した土砂災害警戒区域の

一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和7(2025)年6月24日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
高根沢町宝積寺386-I-002	略	略	高根沢町宝積寺386-I-002	略	略
			高根沢町石末386-I-003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第316号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成19年栃木県告示第116号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和7(2025)年6月24日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
矢板市平野211-I-003	略	略	略	矢板市平野211-I-003	略	略	略
				矢板市倉掛211-I-004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)
略				略			
矢板市片保211-II-017	略	略	略	矢板市片保211-II-017	略	略	略
				矢板市倉掛211-II-018	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)

					面省略)		面省略)
略				略			

栃木県告示第317号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第220号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の 発 生 原 因 となる自然 現象の種類	建築物に 作用する と想定され る衝撃 に関する 事 項	区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の 発 生 原 因 となる自然 現象の種類	建築物に 作用する と想定され る衝撃 に関する 事 項
略				略			
塩谷町大字上 沢384- I -008	略	略	略	塩谷町大字上 沢384- I -008	略	略	略
				塩谷町大字玉 生384- I -011	別紙図面 の と お り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 の と お り。(図 面省略)
				略			
略							

栃木県告示第318号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第437号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
高根沢町宝積	略	略	略	高根沢町宝積	略	略	略

寺386- I -002				寺386- I -002			
				高根沢町石末 386- I -003	別紙図面 の と お り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 の と お り。(図 面省略)

栃木県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市役所において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
矢板市倉掛211- I -004	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
矢板市倉掛211- II -018	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
塩谷町玉生384- I -011	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び高根沢町役場において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
高根沢町石末386- I -003	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の

規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市役所において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建 築 物 に 作 用 す る と 想 定 さ れ る 衝 撃 に 関 す る 事 項
矢板市倉掛211- I -004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
矢板市倉掛211- II -018	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建 築 物 に 作 用 す る と 想 定 さ れ る 衝 撃 に 関 す る 事 項
塩谷町玉生384- I -011	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)

栃木県告示第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築総合試験所
- 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	(新規)	東京都港区西新橋一丁目 5 番 8 号

- 変更年月日

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

(建築指導課)

公 告

○栃木県子ども総合科学館の利用料金の承認